

常盤 1・2 丁目自治会館使用規定

(総 則)

第 1 条 常盤 1・2 丁目自治会の自治会館を管理・運営するため、自治会館使用規定を定める。

(使用の優先)

第 2 条 使用に当たっては成就院の行事が全てを優先する。

(使用できる者)

第 3 条 次の者が使用することができる。

1. 会員（常盤 1・2 丁目自治会会則第 3 条の会員を云う）
2. 非会員（但し会員が含まれる場合に限る）
3. 自治会長が特に認めた者
4. 成就院

(使用可能な時間)

第 4 条 使用可能な時間帯は次のとおりとするが、次の時間帯に使用予定があるときは、次の時間帯 30 分前に終了すること。

1. 09：00～13：00
2. 13：00～17：00
3. 17：00～21：00

(使用料金)

第 5 条 使用料金は次のとおりとする。

1. 会員 各時間帯 1,000 円
2. 非会員 各時間帯 1,500 円
3. 自治会長が認めた者 会員の使用料金を参考にその都度、自治会長が定める。

(使用の申込)

第 6 条 使用申込責任者は原則として使用一週間以前に別紙申込書を添えて自治会事務所に申し込むこととする。

2. 徴収した使用料は原則返還しないものとする。但し、使用を取り消すときは使用予定日の 3 日前までに申し出たときに限り、使用料金を返還することができる。

(使用料領収書と使用許可書)

第 7 条 自治会長は使用申込責任者から使用料を徴収したときは、使用料領収書及び使用許可書を発行するものとする。

(鍵の取扱)

第8条 鍵は使用許可書を確認のうえ、原則、使用当日に貸与するものとする。

(使用料収入)

第9条 使用料金を徴収した者は、受け取った日から一週間以内に自治会館経理に入金させるものとする。

(使用上の注意)

第10条 使用者は善良な管理者の注意をもって使用し、他の者に迷惑をおよぼしたり、公衆道徳に反する等の行為をしてはならない。また使用終了後、室内の整理、点検、戸締りを行わねばならない。またペットボトル・ゴミ等については、使用者が処理するものとする。

2. 自治会長は、前項の定めを遵守しない使用者に対して、会館の使用を中止させ、以後の使用を承認させないことができる。

(現状回復義務)

第11条 使用者の故意又は過失により、建物を損傷したり、備品等を毀損し、もしくは紛失したときは、ただちに事務局に連絡しなければならない。

2. 前項に掲げる場合、原則として当該使用者は自己の責任において修復し、その修復に要する費用を負担するものとする。

(会館の維持)

第12条 会館維持・管理については、成就院並びに、常盤1・2丁目自治会が行うものとする。

附 則

(規定の施行)

第1条 この規定は平成23年4月1日から施行する。

(既定の変更)

変更ー1 この規定を、平成30年5月24日に一部変更する。

変更ー2 この規定を、平成31年4月1日に一部変更する。

常盤1・2丁目自治会館使用申込書

年 月 日

常盤1・2丁目自治会長 様

団 隊 名

代 表 者

電話番号

◎ 使用希望日 年 月 日 (曜日)

◎ 使用時間帯 9時～13時 13時～17時 17時～21時

希望時間帯を○で囲んで囲んで下さい。

◎ 使用責任者 住所

(申請者と異なる場合) 氏名

電話

◎ 使用人数 人 (うち会員 人)

自治会館 使用料領収書及び使用許可書
様

金 円也

自治会館使用料として上記金額を領収いたしました。

下記の条件により自治会館の使用を許可いたします。

平成 年 月 日

常盤1・2丁目自治会長 印

記 (許可条件)

◎ 使用希望日 年 月 日 (曜日)

◎ 使用時間帯 9時～13時 13時～17時 17時～21時

◎ 使用責任者 住所

氏名

電話

◎ 使用人数 人 (うち会員 人)

鍵の貸出・返却について

1・当日事務所

2・別途指定

指定日

貸出予定日 年 月 日

返却予定日 年 月 日

鍵の返却予定者

1・事務所

2・会長

3・理事 (氏名 _____)

下記事項を遵守すること

1. 会館運営規則を守ること

2. 鍵の保管に注意すること

3. その他、管理者の指示に従うこと